

申命記

I. 申命記之入律典中：

1. 文本用法：以色列全體人民聽聞，一時半夜封閉——
第24章中，以色列人以此為應許神的聖地。
四福音
2. 「耶和華說：以色列人哪，我已經聽聞了你，
(遊C. xxxi:14, 16, 23, xxxii:48, xxxiv:4) 以色列人也聽聞了我。」
(xxx:14)
3. 以色列人聽聞耶和華的應許 (xxx:9, 24)。
cf. 「耶和華聽聞以色列人所為」 (xxviii:58, 61, xxix:20, 21,
29, xxx:10)
4. 加拿取締後的律法遵守，先知約拿單水火開始 (2:22)

II. 申命記構造：以色列主要至處之述說：

1. 以色列的演說集 (編統說)
 - 第1回 i:6 ~ iv:40
 - 第2回 v:1 ~ xxvi { 插入：xxvii:1 ~ 10 } 以色列的應許
xxvi:12 ~ xxviii
 - 第3回 xxviii:12 ~ xxviii
 - 第4回 xxix:2 ~ xxx { 插入：xxx:1 ~ 2 } 以色列的應許
xxxi (啟) xxxii
 - 付記 教士記 (xxxiii, xxxiv)

2. M. Noth 說 (1948年)
 - i ~ iv 申命記前段 (以色列之形成下) ~ 序言
 - v ~ vii ~ 以色列的應許序文
 - viii ~ (遊C. xxviii:12 ~ xxviii:13 為統說，猶太人序文
即為已成下)
 - ix ~ xiii 申命記後段 (以色列之統治) ~ 次約束
3. 契約書面形式

① H. von Rad (1932年) 以色列之契約與更新事件之

歷史序文 i ~ xi

律法 xii ~ xxvi:15

契約印 xxvi:16 ~ 19

祝福與咒願 xxvii ~

名譽

② W. F. Mendenhall (1955年) 以色列之大王與約定式 (序言、歷史
序文，一般約定式，詳細修改，歸諸上帝與以色列族，這
人之舊約保留在猶太朗誦) 及 —

M. G. Kline (1963年) 以色列之契約

i:1 ~ 5 序言

i:6 ~ vi:45 歷史序文

v ~ xxvi 契約約定式

xxvii ~ xxx 律法與誓願

xxxi ~ xxxiv 歷史繼承之契約繼承

III. 以色列之申命記：

a). i:1 「以色列人耶和華以色列人之神耶和華之子耶和華說……」
(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

iv:44 「耶和華以色列人之神耶和華之子耶和華說……」
(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

xxix:1 (Heb. xxviii:69) 「以色列人耶和華以色列人之神耶和華之子耶和華說……」
(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

xxxi:1 「耶和華以色列人之神耶和華之子耶和華說……」
(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

xxxiii:1 「耶和華以色列人之神耶和華之子耶和華說……」
(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

(… אֱלֹהֵינוּ יְהוָה אֱלֹהֵינוּ יְהוָה)

6) 第1「智慧」は

- i: 6-11 本心の「不」がアガルの名(詩 27:10)が直す、
歌 xxvii) 現代の歴史的回顧 — 从江川の段
方々へ入る「おきな」をも！
iv: 1-2 たゞちの心を今捨て却て用ひて成務の術之
歌本連接十戒の伝記の説明。
10-14 その心は民に達せよ木更津を教へし命じられた
経緯： たゞちの心を却て却て達せむ事も。

7) 第2「智慧」は、以上 xii) "モーゼの法則" を紹介する

- v: 1 は iv: 44-46 のモーゼの法
22 市の先知ヨナと戒(木、泥沙など)
23-24 モーゼとヤハウヤと耶和華との約定
vi: 1 用意 v: 1, 31 イエヒウム。(17, vii: 11, viii: 1, 11)
4-15 第1戒 道徳
vii: 1-5 第2戒 道徳
17 心の汚れ…… 痛い付をうし、(腹痛)
viii: 17 心の汚れ…… (血栓病の戒)
ix: 4 心の汚れ…… (自己戒)
(ix: 6-x: 11 62章でモーゼと耶和華の約定)
x: 12-13 中心モーゼの道徳(x: 1, 8)
xi 愛神と愛人 送別と吸啜
xii: 1 vi: 1 をモーゼとモーゼ。
12 xii ~ 14 耶和華の命令の法則の序文、申命記
15 integral の部分
xxvi: 16-19 顶点を、小さない、結構の勧告と結束。

8) 第3「智慧の智慧」は

- xxix: 2-9 歴史的回顧の序文
10-15 智慧の緒論に入りて下の序文

xxix: 16 - XXX 智慧の呪詛と祝福の緒論

- > 21. 智慧の「系譜」序文！ — 事實上は、v-
xxvi) (緒論) がこの智慧の序文。 智慧の緒論
16-17) 沿革
- xxx: 1-8 モーゼの後継者ヨルダの紹介
9-13 緒論の流れと規劃
14-15 ヨルダの就職
16-17 智慧の中心モーゼの「法則」(23章迄ヨルダの
智慧)

第4「祝福」は、この智慧の中の最も重要な事。

c) 歴史的紹介 i: 2-5 11月の遊紀事 40年: xcii

iv: 41-43 9月から11月の指定 \leftrightarrow xix: 1-7 年度

- xxx: 1-8 モーゼの後継者ヨルダの命令
9-13 モーゼの後継者ヨルダの命令
14-15 ~ 文本書き出し モーゼの命令
16-22 モーゼの命令
23 ヨルダの後継者ヨルダの命令
24-27 ヨルダの命令

: xxxii: 44-47

48-52 序文 xxvii: 12-14 智慧の緒論

- xxxiv: 1-8 モーゼの命令とヨルダの命令
9-12 四度

- xxvii: 1-8 モーゼの命令
9-10 モーゼとヨルダの命令
11-13 モーゼの命令 — xi: 29-30
14-26 ヨルダの命令 洋溢
(11-13とは別)

d). 結論

1. 契約書形式の統一化 (1731)
2. i-iv, v-xi, xii~E 分析 (Note) 付記
3. xii-xxvi は code (法律) の形態、"法的文書の法律"
4. xxvii は 編集上の整合性の問題。

V 中央銀行制度と日本銀行改革

a). E xii: 2 に関する

1. 申命記 (Jerome, Vulgata)
2. 申命記 i-xxx (D) (N. M. L. de Wette, 1865)
3. 申命記 v-xxviii の解説 (N. Lohfink, IDR suppl.)
4. 契約書 / 申命記と契約部分との相違 (testimonia / 申命記一部 (R. K. Harrison & D. M. Edwards, New ISBE))

b). 日本の改革

Tell (Arail) が江戸時代の書類
と並んで VIII から III までの範囲で、日本では契約用語を確立した。
即ち再建

c). 中央銀行規定 (xii: 5, 11, 14, 18, 21, 26, XIV: 23, 24, 25,
XV: 20, XVI: 2, 6, 7, 11, 15, 16, XVII: 8, 10, XVIII: 6, XXVI:
12, XXXI: 11)

1. イルカ i
2. イルカ ii (XXVII: 4) / i
3. 契約書の定めと法的

d). 日本以前の申命記使用例

- XIV: 27 (申命記: 14)
29 (申命記: 29)

22 VIII: 10 - (申命記: 29, XXVII: 4 -
XXVII: 29 (申命記: 5)

士師 VII: 1~7 (申命記: 1~9
XXVII: 1: 1~9, 21, 24 (申命記: 12
申命記 XI: 12 (申命記: 18
XIV: 6 (申命記: 16
XVIII: 22 (申命記:

申命記 IV: 4 (申命記: 12
VIII: 13 (申命記: 68
IX: 3

P'E II: 6~8 (申命記: 12~15, XXVII: 17)

V. CTU と契約

1. 宗教的行為と「禁物」 (P'E II
(XVII: 12, XX: 2, XXVI: 3, 4) (XVIII: 3, 6))

2. 構成の「禁物」 (XIX: 17, XVIII: 3a)

3. CTU と禁物 (禁物と「禁物」との禁物)

(X: 8~9, XVII: 9, XVIII: 12, XVIII: 1, XIX: 17, XXI:
5, XXIV: 8, XXVII: 9, XXXI: 9)

4. (CTU と禁物の「禁物」) CTU (下線は個人)
(XII: 12, 18, 19, XIV: 27, 29, XVI: 11, 14, XVIII: 6,
7, XXVI: 11, 12, 13, XXVII: 14, XXXI: 25, XXXIII:
8~11)

① 「禁物」の語彙学的。即ち序文 XVIII: 1 「禁物」の父の戒

② CTU と禁物 (XIX: 22, 24) は即ち「CTU と禁物」